

条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条・第五十一条」を「第五十条―第五十一条」に、「第六十条・第六十一条」を「第六十条―第六十一条」に改める。

第九十七条中「第十一條において」を「以下」に改める。

第五十条中「次条」を「第五十一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第五十条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る基準は、省令第六十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第六十条中「次条」を「第六十一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第六十条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る基準は、省令第七十二条の二に規定する基準の例によることとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。